

日本外交文書

大正十一年 第三冊

外務省

序

『日本外交文書』の編纂公刊が明治年間について完了をみた今日、さらに大正期のわが国外交についての主要な文書を総合的に整理編纂し、これを引き続き『日本外交文書』として系統的に公表する段階となった。

大正期のわが国外交関係はいよいよ多彩となり、その主要な事項には、米国の排日問題の重大化、対中国関係の発展、歐洲大戦における参戦、ワシントン会議への参加、シベリア出兵と日ソの復交等がある。本書編纂の目的は、これらの諸事項を機軸として複雑多岐にわたって展開されたこの時代のわが国外交の経緯を明らかにするとともに、外交交渉上の先例とすることのできる案件について、根本的な資料を豊富に提供することにおかれている。

この目的にそい、外務省が保有する大量の大正年間記録のうちから、外交に関する主要な文書、すなわち条約・協定をはじめ外国側との往復文書等を選定し、これを本書に網羅した。

本書がわが国外交の歴史的発展について客観的かつ公正な知識を形成するための資料となれば幸いである。

昭和四十六年四月

外務省外交史料館長

例 言

一、本書に収録された文書の基本は外務省記録であり、その他の文書は、戦災・火災により焼失した記録を補う程度に止めた。

二、これらの文書を編纂してできた本書の各分冊は、それぞれ連続した年代順の叢書を形成するよう差当り次の要領で区分される。

(一) 一般事項

(二) 対中国関係事項

(三) 主として欧州大戦戦後処理、ワシントン会議関係の各事項

三、各分冊には原則として当該暦年限りの文書が収録され、これらの文書は各分冊において、それぞれの事項の表題の下に、文書の日附により暦日順に配列されている。

四、本書に収録された文書は原則として原書の完全な再現であり、編纂に当って原書の改変、削除、簡略化等は行なわれていない。

但し、使用漢字については、条約文、協定文等特別な名称、固有名詞等を除いては当用漢字の新字体を用いることとした。

五、大正十一年の本書は同年中に展開された欧州大戦戦後処理事項についての文書を編纂したもので、前記要領により、一般事項は専ら第一冊に、また中国関係文書は専ら第二冊に収録した。

なお、各分冊末尾の附録は当該分冊限りの日附索引を掲載したものである。

目次

一	歐洲復興及賠償問題ニ関スル諸會議開催ノ件	一
	附 歐洲復興國際会社設立問題一件	一八六
二	対独平和条約ノ賠償条項実施ニ関スル件	二二〇
	附 独露両國間ラバロ協定關係一件	二六五
三	瑞西國ローザンヌニ於ケル近東平和會議ニ関スル件	二八七
四	希土兩國間調停問題ニ関スル件	三三四
五	ヤップ島ノ地位及旧独逸海底電線処分問題一件	三七三
六	國際聯盟理事会ニ関スル件（第十六回乃至第二十二回）	三九七
七	第三回國際聯盟總會ニ関スル件	四三七
八	國際聯盟ニ於ケル委任統治問題ニ関スル件	四七九
九	國際聯盟ニ於ケル軍備制限問題ニ関スル件	五〇二
一〇	國際労働理事会ニ於ケル八大産業國決定ニ関スル件	五七二

一一 石井・ランシング協定廃棄ニ関スル交渉一件	六二四
附録 日本外交文書大正十一年第三冊日附索引	

事項一 歐洲復興及賠償問題ニ関スル諸會議開催ノ件

附 歐洲復興國際会社設立問題一件

一 一月四日 閣議決定

カンヌ最高會議ニ於ケル日本代表者ニ対スル

訓令ノ件

訓令

客年石井大使發本大臣宛第一七六四号^(註)ニ関シ

(一)賠償問題ニ関シテハ

(イ)独逸カ支払計画書ニ基キ一月十五日ニ支払フヘキ五億金貨麻及二月十五日ニ支払フヘキ八、九、十三箇月間ノ輸出總額ノ二割六分ノ支払ニ関シテハ帝國政府トシテハ独逸ノ支払能力ノ存スル限りニ於テ支払ハシメテ可ナリト認ムルモ尚絶対ニ不能ナル事情アラバ延期ヲ承認シテ差支ナシ但シ適當ノ保障アラバ成ルヘク之ヲ取付ケ置クコト然ルヘシ

(ロ)賠償方法トシテ列國ガ現物勞力等ヲ受領スル方針ヲ執ラムトスルトキハ帝國政府ニ於テハ之ニ対シ異存ナシ尤モ帝國トシテハ此際右現物又ハ勞力ヲ受領スル希望ナキモ品物ニ依リテハ尚考慮ヲ要スルモノアルヘキニ依リ独逸ヨリ

一 歐洲復興及賠償問題ニ関スル諸會議開催ノ件 一

提供シ得ヘキ品目電報アリタシ

(ハ)独逸ノ支払フヘキ賠償債務總額千三百二十億金貨麻ノ減額ノ問題起リタル場合ニ於テハ其ノ減額方法カ關係國ニ対シ公平ニ処理セラルル限り且列國力之ヲ承認スル以上帝國政府ノミ敢テ反対スルノ要ナキモノト認ム

(ニ)前記ノ賠償總額減少又ハ現物受領等ノ決定ヲ見ル場合ハ勿論然ラサル場合ニ於テモ從來ノ方針通り現金吐出ヲ避クルコトニハ充分努力セラレ度シ

(ホ)帝國政府ノ大体方針トシテハ賠償問題ニ関シ独逸カ誠意ヲ以テ履行スル以上独逸ニ対シ余ニ苛重ナル条件ヲ強ヒ從テ其財政及經濟上ノ危機ヲ招クカ如キ措置ハ之ヲ避ケ度ク殊ニ此ノ際若シ仏國ヨリ「ルール」占領等ノ如キ強制手段ヲ申出ツルコトアルモ俄ニ賛同スルヲ得サル次第ナリ

(ヘ)財政復興問題ニ関シテハ帝國政府ハ各國互ニ協力シテ其ノ財政狀態並國際經濟關係ヲ常態ニ復歸セシメントスル趣旨ニハ全然同感ナルモ帝國政府トシテ此ノ際具體的ニ如何ナル計画ニ加担スヘキヤ將又如何ナル援助ヲ為シ得ヘキヤ

一